

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-5  
交通安全対策の推進

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 交通対策課長 小笠原 唯真 電話番号 0852-22-5898

事務事業の名称	交通安全推進事業	
目的	(1) 対象	県民
	(2) 意図	交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底を図る。
事業概要	1 交通安全運動推進事業…安全運転・安全行動の徹底のため、交通安全県民大会や各季における交通安全運動を実施。 2 交通安全対策協議会事務…各種会議で、運動の趣旨・重点・進め方等を協議・決定し、連携して運動等を推進。 3 交通指導員研修事業…交通指導員の指導技術の向上を図るため、研修会を開催。 4 子どもと高齢者の交通事故防止対策事業…交通安全意識の高揚を図るため、交通安全リーダー研修、高齢者戸別訪問や三世交代の交通安全教室などを実施。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	年間の交通事故死者数（暦年）	目標値		20.0	19.0	19.0	18.0	人
	式・定義	交通事故発生から24時間以内に死亡した人数	取組目標値						
			実績値	27.0	28.0	17.0			
			達成率	-	60.0	110.6	-	-	%
2	指標名	年間の交通事故死傷者数（暦年）	目標値		1,500.0	1,450.0	1,400.0	1,350.0	人
	式・定義	交通事故発生から24時間以内に死亡した人数及び負傷者数	取組目標値						
			実績値	1,640.0	1,565.0	1,502.0			
			達成率	-	95.7	96.5	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	7,355	7,174
うち一般財源 (千円)	7,355	7,174

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

平成29年の交通事故による死者数は17人で、昭和24年以来の10人台、全国1位。同様に交通事故発生件数、負傷者数、共に減少。  
 一方、死亡事故について  
 ・高齢者の死者数は11人で前年より7人減少したが、全死者数との割合は「64.7%」と依然高い比率が継続。  
 ・飲酒運転による死者がH28以降3年連続して発生。  
 また、人身事故について  
 ・車両相互の事故が全体の84.5%。内、追突事故が最も多く、次が出合頭の事故。・違反別では、動静不注視、前方不注意が最も多い。  
 ・第1当事者は20歳代が最も多く、高齢者の構成比は増加傾向。死傷者は30歳代、40歳代が多い（H28）。  
 ・歩行者の交通事故の死傷者は高齢者が52.2%と半数以上。・子どもの負傷者数前年比8人増加  
 なお、第10次県交通安全計画の目標値は、年間死者数18人以下、死傷数1300人以下、高齢者交通事故死者数 全死者数の半数以下

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

交通事故死者数、負傷者数、発生件数、の減少  
 死者数については全国1少なかった。

H27  
 死者数 27人  
 負傷者数1,613人  
 発生件数1,388件

H28  
 死者数 28人（+1）  
 負傷者数1,537人（▲76）  
 発生件数1,314件（▲74）

H29  
 死者数 17人（▲11）  
 負傷者数1,485人（▲52）  
 発生件数1,282件（▲32）

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
- 交通事故死者数について、平成29年度に目標を達成したが、引き続き目標達成を続ける必要がある。また、死者数における高齢者の構成比が高い状況が続いている。
  - 交通事故死傷者数が目標どおりに下がらない。
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 交通安全にかかるとの啓発が県全体に十分届いていない。
  - 運転能力等が低下してきた高齢運転者への啓発・取り組みが難しい。
- ③原因を解消するための「課題」
- 幅広い年代、生活の各場面（家庭・学校・職場・地域）に広く広報・啓発を行うため、関係機関・団体等との連携・協力が必要。
  - 高齢者交通事故防止対策の取り組みに関し、県警はじめ関係機関・団体等との十分な検討が必要。

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・交通事故を減少させるためには、県民一人ひとりの交通安全意識や安全行動習慣の定着が不可欠であることから、県交通安全対策協議会や市町村等と連携を密にしながら、県民総ぐるみの交通安全県民運動を積極的に、継続的に推進する。

・子どもと高齢者に対する交通事故防止のためには、地域における継続的な意識啓発が必要である。このために、交通指導員、交通安全母の会などの交通ボランティア等の活躍は非常に有効であり、その活動を支援する。

・全国に先んじて高齢化が進んでいる本県においては、各地域や世帯の状況に応じた、きめ細かな高齢者対策や交通安全対策を展開し、交通事故防止に努めることが必要。その取り組み内容については、県交通安全対策協議会関係各会議、県交通安全対策会議幹事会等で検討を重ねる。